

厚木市公共下水道事業
企業会計システム更改及び運用保守業務
公募型コンペ実施要領

令和８年９月
厚木市都市インフラ整備部
河川下水道総務課

目 次

第1章 事業概要

1 趣旨	1
2 事業の概要	1
3 受注候補者の選定方法及び契約	1
4 事務局	2
5 実施要領及び必要書類の公開	3

第2章 諸条件に関する事項

1 参加資格及び条件	4
2 選定方針（審査）	5
3 特定委員会	5
4 選定スケジュール（予定）	6
5 本コンペ実施時の留意事項	6

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書の提出	8
2 企画提案書等の提出	9
3 プレゼンテーション及びデモンストレーション	10
4 最終審査結果の通知及び公表	10

第4章 契約に関する事項

1 契約手続について	12
2 契約保証金について	12
3 その他	12

第1章 事業概要

1 趣旨

この要領は、厚木市（以下「本市」という。）において現在運用している企業会計システム（以下「現行システム」という。）の更改に当たり、本市の次期企業会計システム（以下「新システム」という。）について、高度な専門的技術や豊富な知識と実践経験を有する優れた民間事業者による具体的な企画提案を広く募り、事業者の実績や能力、安定的なシステム運用、公営企業会計制度に関する支援体制を総合的に評価し、本市にとって最良な新システムを選定するために実施する公募型コンペ方式（以下「本コンペ」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 業務名

厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務

(2) 履行場所

厚木市役所第二庁舎（神奈川県厚木市中町3丁目17番17号）ほか

(3) 業務内容

別紙1「厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務公募型コンペ要求仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

本コンペにおける提案上限額

50,800,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

※ この金額は予算の上限を示すものであり、契約時の予定価格や契約金額を示すものではない。

年度ごとの提案上限額（単位：円 消費税及び地方消費税を含む。）					
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
0	21,000,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	4,300,000

(5) 説明会

本コンペに係る説明会は実施しない。

3 受注候補者の選定方法及び契約

本コンペの結果に基づき受注候補者となった事業者は、本市との間で企画提案内容に誤りがないことを確認の上、業務の詳細について打合せ（機能要件の詳細確認等）を行い、その後、次の契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(1) 契約件名

（仮称）厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日（令和9年2月を予定）から令和13年9月30日まで

(3) 新システム構築期間

ア 予算編成関係

令和9年3月1日から8月31日まで

イ 予算編成関係以外

令和 9 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで

(4) 新システム研修期間（河川下水道総務課、河川下水道施設課職員対象）

ア 予算編成関係

構築完了後から令和 9 年 10 月 31 日まで

イ 予算編成関係以外

構築完了後から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 新システム本稼働及び利用期間

ア 予算編成関係

令和 9 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

イ 予算編成関係以外

令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

(6) 費用の請求及び支払方法

受注候補者は、本契約の履行に必要となる費用を、次のとおり本市に請求できるものとする。

ア 令和 9 年度分の費用（構築費等）は、21,000,000 円（税込）を上限とし、新システム構築完了後に請求できるものとする。

イ 令和 10 年度分から令和 12 年度分までの費用（使用料及び運用保守費）については、各年度の上限を 8,500,000 円（税込）とし、令和 13 年度分の費用については、上限を 4,300,000 円（税込）とする。

また、当該期間の支払額は、提案金額の総額からアの金額を控除した残額を基に算定し、42 回の月額均等払いにより支払うものとする。

(7) 契約金額の算定

受注者は、本業務の履行に必要となる費用を十分に精査の上、提案価格を算定するものとし、受注者の事情による契約金額の変更は認めない。

(8) 契約書類

本契約に係る約款、仕様書等の契約に必要となる書類については、受注候補者が原案を作成し、本市との協議の上、決定するものとする。

(9) その他

本契約についての詳細な手続は、厚木市契約規則（平成 14 年厚木市規則第 33 号）の規定に則る。

4 事務局

〒243-8511 神奈川県厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号

厚木市役所第二庁舎 14 階

厚木市 都市インフラ整備部 河川下水道総務課 河川下水道総務係

担当者 滝澤、井上

電話番号 (046)225-2360（直通）

メールアドレス：5200@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 本コンペに関する受付は、全て事務局において行う。

※ 受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除き、

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までとする。

5 実施要領及び必要書類の公開

(1) 公開期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 8 時 30 分から

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 5 時まで

(2) 公開方法

本市ホームページに掲載する。

第2章 諸条件に関する事項

1 参加資格及び条件

本コンペに参加する者の必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 本コンペの参加表明書提出時において、厚木市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規程（平成元年厚木市告示第31号）第6条に規定する資格者名簿（種別：一般委託）に登録された者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）及び厚木市事業所等実態調査実施要綱（平成21年10月1日施行）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (7) 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又はこれらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (9) 次の要件を満たす受注実績を有する者であること。
 - ア 人口規模
人口10万人以上の地方公共団体
 - イ 受注業務内容
地方公共団体向け下水道事業企業会計システムのクラウド型システム（LGWAN-ASP）で、電子決裁機能を有するシステムの構築及び運用保守実績があること。
 - ウ 受注業務の対象期間
 - (ア) 構築については、令和3年4月以降に履行を完了した受注業務
 - (イ) 運用保守については、令和3年4月以降に履行を完了した受注業務又は参加表明書提出時点において履行中の受注業務

2 選定方針（審査）

本コンペの審査は、第1次審査と第2次審査の二段階審査方式で行う。

第1次審査は、参加表明書を提出した応募者のうち、参加資格を満たすと認められた者（以下「参加者」という。）から提出された書類を事務局において審査し、評価点数の上位3者を、第2次審査の提案者として選定する。

提案者は、別紙2の作成要領に従って企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。

第2次審査は、提案者から提出された企画提案書（プレゼンテーションを含む。）、デモンストレーション及び提案金額を審査し、別紙3に定める「厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務に係る技術提案書等特定委員会（以下「特定委員会」という。）」委員等が評価の上、点数化する。

第1次審査と第2次審査の点数を合計し、基準点である1,380点（2,300点満点）以上の提案者のうち、最も得点の高い提案者を本業務の受注候補者、受注候補者に次いで得点の高い者を次点候補者として、それぞれ1者特定する。

(1) 審査対象

ア 第1次審査

(ア) 受注実績

(イ) 機能要件書

イ 第2次審査

(ア) プレゼンテーション（企画提案書）

(イ) デモンストレーション

(ウ) 提案金額

(2) 評価基準及び採点基準

別紙4「厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務委託に係るコンペ評価基準」のとおり

3 特定委員会

次に掲げる6人の委員で構成する特定委員会を設置し、企画提案について審査する。

役職	所属等
委員長	都市インフラ整備部長
委員長職務代理者	都市インフラ整備部河川下水道総務課長
委員	都市インフラ整備部河川下水道施設課長
委員	企画部DX推進課長
委員	総務部行政総務課長
委員	会計課長

4 選定スケジュール（予定）

内容	日程
実施要領及び必要書類の公開	令和8年9月1日（火）から 10月21日（水）午後5時まで
質問書 受付期限	令和8年9月11日（金）午後5時
質問書 回答期限【事務局】	令和8年9月18日（金）午後5時
参加表明書等の提出期間	令和8年9月24日（木）から 9月30日（水）午後5時まで
参加資格確認結果通知及び企画提案書等 提出要請書の送付【事務局】	令和8年10月2日（金）
企画提案書等提出期間	令和8年10月5日（月）から 10月21日（水）午後5時まで
第1次審査（書類審査）	企画提案書等提出後から 令和8年10月30日（金）まで
第1次審査結果通知・第2次審査通知	令和8年10月30日（金）
第2次審査（プレゼンテーション等）	令和8年11月18日（水）又は 令和8年11月19日（木）のいずれか
最終審査結果通知	令和9年1月中旬
契約に関する詳細打合せ （仕様書の確認、機能要件の詳細確認等）	令和9年1月中旬から2月中旬まで
契約締結	令和9年2月下旬

※ 本スケジュールは予定であり、変更することがある。

5 本コンペ実施時の留意事項

(1) 費用負担

書類作成、旅費等の本コンペに係る費用の一切は、応募者、参加者、提案者及び候補者（以下「応募者等」という。）の負担とし、参加報酬等の支払は行わない。

(2) 提案数

参加表明書及び企画提案書等の提出は、1事業者につき1件のみとする。

(3) 提出方法

本コンペに関する書類提出は、事務局への持参を原則とするが、書類によっては、電子メール又は郵送等での提出も可能とする。

なお、質問書については、電子メールを原則とする。

郵送等による場合は、提出期限必着とする。なお、事故等により提出期限内に事務局へ到達しない場合でも、本市は責任を負わない。

電子メールによる場合は、1通当たりの容量を10MB以下とし、送信後に必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出書類の返却について

提出された書類については、一切返却しない。

(5) 提出書類の取扱いについて

提出された書類の著作権は、応募者等に帰属するが、本市は次の場合におい

て、提出された書類等が無償で使用する権利を持つものとする。

ア 参加者又は提案者の選定並びに受注候補者及び次点候補者の特定のために使用する場合

イ 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）等関連規程に基づき公開する場合

ウ アの選定及び特定、イの公開又は本コンペに関する業務のために複製を作成する場合

(6) 失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

なお、失格とする場合は、事業者に対し、本コンペへの参加若しくは提案を行うことができない理由又は提出書類を無効とした理由を付して通知する。

ア 特定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合

エ 企画提案書提出期限後に新たな説明資料を追加した場合（ただし、本市が確認等のために提出を求めた場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載又は重大な過誤等があった場合

カ 参加表明書提出後に「1 (1) 参加資格」の要件のいずれかを満たさなくなった場合

キ 提案金額が提案上限額を超える場合

ク 提出書類が提出期限までに提出されない場合

ケ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

コ 第 2 次審査に欠席した場合（ただし、公共交通機関等の事故等、やむを得ない理由がある場合を除く。）

サ その他本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(7) コンペの成立

本コンペの応募者が 1 者の場合も、本コンペは成立するものとするが、提案者の得点が最低基準点である **1,380 点（2,300 点満点）** を下回る場合は、受注候補者とししない。

(8) その他

ア 本コンペの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとし、時刻表記は日本標準時によるものとする。

イ 本コンペの実施に当たり、本実施要領に定めがないことについては、厚木市プロポーザル方式等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）及び同要綱の趣旨に基づき実施する。

ウ 応募者等は、本コンペへの応募又は参加により知り得た情報（実施要領、仕様書等の内容を含む。）について、いかなる理由があっても、本市の承諾なしに第三者へ開示、漏えいしてはならない。

第3章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 参加表明書の提出

本コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年9月30日（水）午後5時

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 事務局へ持参、電子メール、郵送

※ 電子メールで提出する場合は、メール標題を次のとおりとすること。

「【厚木市新企業会計システム】コンペ参加表明（貴社名）」

メール送付後は、電話での受信確認を必ず行うこと。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 受注実績（様式2）

※ 実績内容が確認できる資料の写しを添付すること。なお、資料の写しを添付できない場合は、実績内容を確認できる他の資料を添付すること。

ウ 誓約書（様式3）

エ 会社概要（任意様式）

※ パンフレット等の添付でも可とする。

(5) 本コンペに関する質疑

本コンペの内容について質疑がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、質問書の提出以外の方法による質問及び提出期限を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。また、質問書の提出回数に上限は設けない。

ア 提出期限 令和8年9月11日（金）午後5時

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法 電子メール

※ メールの標題は、次のとおりとすること。

「【厚木市新企業会計システム】コンペ質問書（貴社名）」

メール送付後は、電話での受信確認を必ず行うこと。

エ 提出書類 質問書（様式4）

(6) 質疑の回答

質問内容（質問者は匿名とする。）及び回答は、令和8年9月18日（金）午後5時までに本市ホームページに公表する。なお、質疑がない場合は、その旨を公表する。

※1 回答（公表）は、複数回に分けて実施する場合がある。

※2 質問書を提出した応募者に対し、回答（公表）の都度、その旨を質問書に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。回答（公表）が遅れる場合も同様とする。

(7) 参加資格の確認結果通知書及び企画提案書等提出要請書

参加表明書の提出期間の最終日を基準日とし、参加資格の確認を事務局が行い、令和8年10月2日（金）までに次のとおり通知する。

なお、通知は、電子メールによるものとし、参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

ア 参加資格があると確認することができた者に対して、その旨を参加資格確認結果通知書により通知するとともに、企画提案書等提出要請書を送付する。

イ 参加資格がないと判断された者に対しては、その旨及び理由を参加資格確認結果通知書により通知する。

この場合において、参加資格がないと判断された者で説明が必要な場合は、次の方法により文書で請求することができるものとする。

(ア) 請求日時

参加資格確認結果通知書に記載

(イ) 請求先

事務局

(ウ) 請求方法

任意の様式による請求書類（ただし、規格は、A4版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、事務局へ持参、電子メール又は郵送によるものとする。

(エ) 回答時期

請求書類が事務局に到達した日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し、文書により回答する。

(8) 参加表明書提出期間経過後に本コンペへの参加を辞退する場合には、辞退届（様式5）を事務局へ提出すること。

2 企画提案書等の提出

企画提案書等提出要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着）

なお、郵送の場合は、書留等の送達過程が記録される方法で送付すること。

また、事故等により提出期限までに事務局へ到達しない場合でも、本市は責任を負わない。

(4) 提出書類等

ア 企画提案書

イ 機能要件書（様式6）

ウ 提案見積書（様式7）

エ S L A項目確認書（様式8）

(5) 提出部数

正本1部、副本（写し）8部

副本8部は、審査に用いるため、提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、商号・ロゴマーク等の記載や押印を一切行わないこと。

商号等の記載により提案者を判別できる場合には失格となることもあるため、十分確認した上で提出すること。

(6) 作成上の留意点

企画提案書は、別紙2「厚木市公共下水道事業企業会計システム更改及び運用保守業務委託公募型コンペ企画提案書等作成要領」に基づいて作成すること。

(7) 企画提案書等の取扱い

ア 本市は、提出された企画提案書等の内容について、提案者に内容の確認及び追加資料を求めることができるものとする。

イ 提出期限後の差し替え及び再提出は、認めない。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

3 プレゼンテーション及びデモンストレーション

(1) 実施日時（予定）

令和8年11月18日（水）又は19日（木）

※1 時間、場所等は、提案者に対し別途通知する。

※2 実施の順番は、企画提案書の提出順とする。

(2) 出席者

プレゼンテーション及びデモンストレーションの出席者は、管理技術者を含め5人以内とする。PCの専属操作員も、出席者に含める。

なお、プレゼンテーションの説明は、管理技術者となる者が行うこと。

プレゼンテーション及びデモンストレーションにおいて、本市が用意する機器は、次のとおりとし、PC等必要となる機器は、提案事業者が持参すること。

ア スクリーン 1台

イ O Aタップ 1本

ウ プロジェクター 1台

(3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは40分以内とし、企画提案書に記載した内容について説明を行うこと。また、プレゼンテーション終了後、特定委員会委員等による質疑応答を20分程度実施する。

なお、プレゼンテーション当日における追加資料の配布は認めない。

(4) デモンストレーション

デモンストレーションは60分以内とし、本市が別途提示するシナリオに基づき実施すること。

また、デモンストレーション終了後、特定委員会委員等による質疑応答を20分程度実施する。

なお、シナリオについては、提案者に対し別途通知する。

(5) その他

プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施時間には、開始前の準備及び終了後の撤収に要する時間を含まないものとする。

4 最終審査結果の通知及び公表

(1) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定された者に対し、その旨

を文書で通知する。

(2) 最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に特定されなかった提案者に対しては、特定しなかった旨及び理由を文書で通知する。

(3) 最終審査結果については、次の内容を市ホームページ上で公表する。

ア 受注候補者名

イ 審査結果

※ 受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表する。

また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表する。

(4) 審査結果に対する理由の説明

第2次審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、次の方法により文書で請求することができる。

ア 請求日時

企画提案書等評価結果通知書に記載

イ 請求場所

事務局

ウ 請求方法

任意の様式による請求書類（ただし、規格は、A4版、用紙縦置き、横書き及び両面印刷とし、法人名、部署、氏名、電話及びファクシミリ番号を併記）により、事務局へ持参、電子メール、郵送等によるものとする。

エ 回答時期

請求書類が事務局に到達した日の翌日から起算して15日以内に請求者に対し、文書により回答する。

第4章 契約に関する事項

1 契約手続について

本市は、受注候補者となった者を契約交渉相手として、契約交渉を行う。

ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点候補者を契約交渉相手方とする。

契約形態は随意契約とし、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を求める。

なお、契約額は原則として、提案金額の範囲内とする。

2 契約保証金について

本市と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となる。

ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと本市において認められたとき。

3 その他

(1) 契約締結後、速やかに本市担当者と協議の上、業務委託実施計画書（スケジュール等）を作成し、本市担当者の承諾を得ること。

(2) 一括再委託の禁止

受注候補者は、本契約に定める業務の全部を一括して再委託してはならない。

ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に書面による承諾を得た上で、本業務の一部を再委託することができるものとする。

(2) 本市担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合はその都度協議すること。